

玉城町第2子以降の特定不妊治療に係る 助成回数追加事業について

令和3年1月1日以降に終了した治療について → 所得制限が撤廃されました

■助成内容■

三重県特定不妊治療費助成事業の上限回数まで助成を受けた方で、第2子以降の特定不妊治療を受けた方に、助成回数の追加を行います。助成額は県の助成事業に準じます。

(三重県特定不妊治療費助成事業において受けた助成回数と合わせ、8回までとする)

■対象となる方■

次の要件のすべてを満たす方が助成の対象です。

- ① 特定不妊治療費助成事業による助成回数を終了したもの
- ② 特定不妊治療費助成事業による初回の助成を平成26年度以降に受けていること
- ③ 夫婦から出生した実子が1人以上いること
- ④ 体外受精及び顕微授精を受けた法律上の婚姻をしている夫婦及び事実上の婚姻関係にある夫婦であること(ただし、事実上の婚姻関係にある夫婦については、治療の結果、出生した場合の子について認知を行う意向がある者とする)
- ⑤ 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されたもの
- ⑥ 治療日、申請日ともに夫婦双方または一方が玉城町内に居住していること
- ⑦ 治療の初日における妻の年齢が43歳未満であること
- ⑧ 指定医療機関で治療を受けたもの

■申請に必要な書類■

申請には、次のすべての書類が必要です。

- ① 玉城町特定不妊治療費助成事業申請書(第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加事業用)(様式第11号)
- ② 特定不妊治療費助成事業受診等証明書(様式第2号)
治療を行った指定医療機関へ作成を依頼してください。
- ③ 医療機関発行の領収書(原本)

■申請方法■

必要書類をすべて揃えて治療終了後(妊娠判定検査後)60日以内に、保健福祉会館へ申請してください。申請は郵送でも可としますが、必ず配達記録郵便または簡易書留郵便にて送ってください。

■助成金の支給方法■

助成が承認された場合、申請者本人に通知し、申請書記載の口座に助成金を振り込みます。

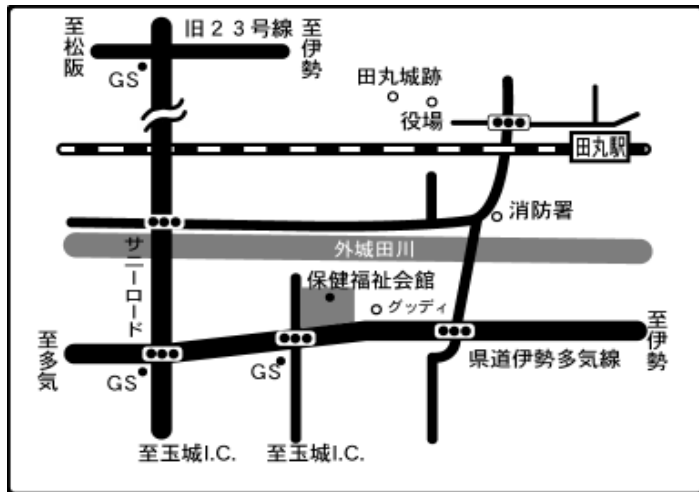
※振込先口座は必ず申請者の銀行口座を記載してください。

■その他■

●やむを得ない理由により 60 日を超えた場合は遅延理由書を提出していただく必要があります。ただし、遅延理由書を添付した申請が可能なのは、治療が終了した日の属する年度内に限ります。治療終了日から 60 日を超え、かつ年度をまたぐ場合は、遅延理由書の有無に関係なく申請ができませんので、ご注意ください。

●3 月中に治療が終了した場合は、できるだけ 3 月 31 日までに申請してください。

●治療が終了した日から 60 日以内なら 4・5 月も申請できますが、その場合新しい年度での申請となります。



お問合せ・申請先

玉城町役場 保健福祉課 地域共生室
〒519-0433
玉城町勝田 4876-1
玉城町保健福祉会館内
Tel.0596-58-8000
時間：平日 8：30～17：15
※火・木のみ 8：30～19：00